

今日から  
はじめる

# 『ビジネスと人権』

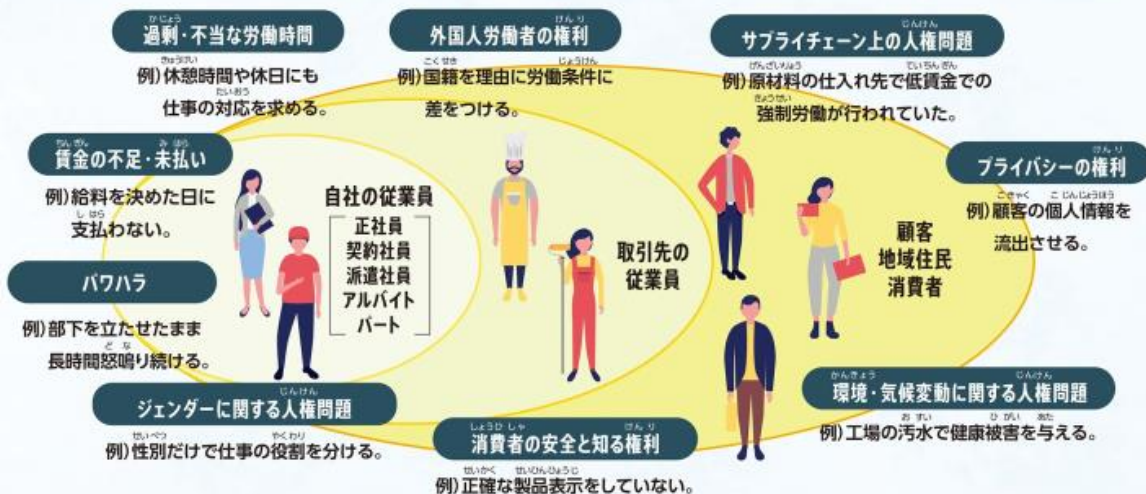
## 企業活動にともなう 人権上のリスクを意識し、 持続可能なビジネスを！！

企業活動(ビジネス)には、作る人や売る人、買う人など必ず「誰か」が関わっています。  
企業には関係するすべての人の「人権」の尊重が求められています。

### 企業の責任として対応が求められる人権リスクとは？

「ビジネス」の中で生じる可能性がある、人権侵害のリスクを一部紹介します。

\*企業は、自社の従業員はもちろん、取引先の従業員、さらには顧客、地域住民、消費者などの人権も尊重する必要があります。



人権上の問題が発生すると、企業にとってイメージダウンなどの経営リスクがあり、従業員や取引先、地域社会にも悪影響を与えます。

# 『ビジネスと人権』のために、

## 企業に求められていることは？

企業の責任として、  
人権の尊重に取り組むことが大事です。



滋賀県人権啓発キャラクター  
ジンケンダー

滋賀県人権尊重の社会づくり条例  
(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

滋賀県では、公共調達契約の相手方に対し、契約書等で人権尊重の取組に努めるよう求めています。

令和8年3月27日から

### 小さな積み重ねで、 人権尊重の取組を加速させましょう。

- 人権方針の策定 企業として宣言する！
- 人権デュー・ディリジェンスの実施 きちんと確認し、改善する！
- 人権侵害への対応、救済 人権が損なわれている状況があれば、解決に尽力する！

「人権デュー・ディリジェンス」とは、自社の事業が社内外で起こしてしまう可能性のある人権リスクを特定し、防止や是正を行うことです。

国際的に、また日本国内でも「ビジネスと人権」という考え方が広まってきています。具体的な取組については以下をご覧ください。

法務省HP



国のガイドライン等

(公財)人権教育啓発  
推進センターHP



研修資料など

滋賀県HP  
「ビジネスと人権」



各種情報